

居宅介護支援事業所利用料

利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

お支払い後、当事業所より「サービス提供証明書」を発行いたします。

後日、「サービス提供証明書」を区市区町村へ提出いただきますと、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援介護報酬(平成 30 年度改定)

①居宅介護支援費(基本料金)

介護度	取扱件数 40 件未満Ⅰ	取扱件数 40 以上 60 未満Ⅱ	取扱件数 60 以上Ⅲ
要介護 1	10,530円	5,270円	3,160円
要介護 2			
要介護 3	13,680円	6,840円	4,100円
要介護 4			
要介護 5			

②加算料金(該当する場合)

特定事業所加算(Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ) 一定条件の下、評価された事業所に対して加算(追加要件) 加算Ⅰ～Ⅲ共通：他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会の実施 加算ⅡⅢ：地域包括支援センターが実施する事例検討会等への参加	Ⅰ ¥5,000- /月 Ⅱ ¥4,000- /月 Ⅲ ¥3,000- /月 Ⅳ ¥1,250- /月
初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合または要介護状態区分が 2 段階以上変更された場合	¥3,000- /月
入院時情報連携加算Ⅰ 利用者が病院・診療所に入院後 3 日以内に入院先の病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合	¥2,000- /月
入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が病院・診療所に入院後 4 日以上 7 日以内に入院先の病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合	¥1,000- /月

退院・退所加算 入院・入所期間後の退院・退所に当たって、病院・施設等と必要な情報の提供等の連携を行った場合	連携1回（カンファレンス参加 無）	¥4,500-
	連携1回（カンファレンス参加 有）	¥6,000-
	連携2回（カンファレンス参加 無）	¥6,000-
	連携2回（カンファレンス参加 有）	¥7,500-
	連携3回（カンファレンス参加 有）	¥9,000-
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 利用者が小規模多機能型居宅介護支援の利用へと移行する際に当事業所が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合		¥3,000-/月
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 利用者が看護小規模多機能型居宅介護支援の利用へと移行する際に当事業所が有する利用者の必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合		¥3,000-/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着サービスの利用調整を行った場合		¥2,000-/回
ターミナルケアマネジメント加算 末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）		¥4,000-/月

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的にはご利用者様の自己負担はありません。